

メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

中 川 和 彦

—

信託の制度は、今さら言うまでもないことであるが、英米で発達した制度である。これに対して、メキシコの法制は、旧宗主国であったスペインの法制の伝統を受け継いでおり、大ざっぱに言って、いわゆるフランス法系に属する。しかし、隣接する米法の影響は皆無ではなく、米国資本あるいは米国企業のメキシコへの進出に伴い、米法もある程度メキシコに継受されており、本稿で取り上げる信託制度もその一例である。もっとも、メキシコでは、後述するように、法律上、受託者となり得るものは信託業務の免許を受けている金融機関に限られているため、この制度はもっぱら金融業界の独占物となっているが、その利用の仕方は多様であって、メキシコ⁽¹⁾は、この制度を継受しているラテン・アメリカ諸国の中でこの制度をもっともよく利用している国の一つと言われる程である。

本稿の表題はいささか唐突の感を与えるかも知れないが、これも、その国における信託制度の多様な利用のさ

メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

れ方の一つである。

発展途上国は通例外資を歓迎すると言う一般の通念に反して、メキシコの外資政策あるいは外資規制の基本方針は選別的であって、一口に言って、「メキシコ化」(Mexicanization)の語に集約できよう。その姿勢の基盤にあるのが現行の一九一七年憲法であり、たとえば、その第二七条は、法人も含めて、外国人による不動産取得に対して禁圧的とも言えるような厳しい態度をとっている。しかし、現実の問題として、メキシコは、外貨収入を計るため、観光振興をその国策の一つとしており、ホテル、ショッピング・センターなどの建設に外資の導入を必要としている。ところが、前述した憲法の規定はその障害となっており、そのような隘路を打開する手段の一つとして信託制度の活用が計られている。さらに、今一つ、その外資規制の一環として、企業の出資比率についても外資に対して厳しい制限が課せられており、その限度を越える外資の持株あるいは持分の手放しが強制されているが、このような株式あるいは持分の適当なほめ込み先、あるいは譲り受けるメキシコ企業を定めることが種々の事情で困難である場合が多く、そのようなとき、暫定的な措置として、そのような株式等のメキシコの金融機関への信託の便法が講じられていると言われる。

このように、メキシコでは、信託制度が多様に利用されているとは云え、この制度がその国に導入された当時、全く予想もされなかったこのような用途にまで、利用されるに至っている。

本稿は、このようなメキシコにおける外資規制をめぐって利用される信託制度を素描しながら、若干の考察を加えようとするものである。

(一) メキシコにおける信託制度の概略については左記拙稿を参照されたい。

中川和彦稿「メキシコの信託制度の素描」『成城法学』二二号所収。

(2) メキシコも含めて、ラテン・アメリカ諸国における信託制度の展開については左記の近く刊行予定の拙稿を参照されたい。

中川和彦稿「ラテン・アメリカにおける信託制度の展開」(『四宮和夫博士古稀記念論文集』弘文堂)所収。

二

一 メキシコの現行の一九一七年憲法⁽¹⁾は、周知の如く、ディアスの独裁政に反抗して一九一〇年から始まったメキシコ革命の理想を具現したものとされる。その代表的な法条は農地問題に関する第二七条および労働に関する第一二三条で、まず、第二七条は土地の私所有権をはや絶対的な権利とせず、単なる支配権とし、社会的機能を果さなければ、国による収用は可能とされ、また、国は、いかなる時でも、公共の利益が必要とする制限を私有財産に課することができる。これは、ディアスがメキシコの天然資源、特に地下資源に対する権利を外資企業に譲渡し、また、共有農地(エヒード)の解体を通じて、インディオの土地を「奪取した」ことの直接の結果とみることができよう。

この第二七条が、今日に至るまで、メキシコの外資政策の基礎となつていられる⁽²⁾と言われ、たとえば、その第九項に次のような規定がある⁽³⁾。

「国の土地および水の所有権を取得するための資格は次の諸規定により規律されるものとする。

I 出生もしくは帰化によるメキシコ人、およびメキシコ会社に限り、土地、水およびその従物を取得する権

メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

利、または、鉱山もしくは水の採取の特別免許を取得する権利を有する。外国人は、外務省において、当該財物に関して、内国人とみなされること、および、当該財物に関して自国政府の保護を求めず、この合意に違反した場合、これにより取得した財物を、国 (Nation) の利益において喪失することを合意するときに限り、国は外国人に同じ権利を付与することができる。国境に沿って一〇〇キロメートル、海岸に沿って五〇キロメートルの幅の中では、理由のいかんを問わず、外国人は土地および水の直接の支配権を取得することができない。(以下略)

二 右に掲げたように、国境に沿って一〇〇キロメートルの幅の地帯、および海岸に沿って五〇キロメートルの幅の地帯内で、外国人の土地および水の直接の支配権 (dominion) の取得が憲法上禁止されている。

このような「禁止地帯」は一九一七年憲法で初めて設定されたわけではなく、その独立から間もない一八三〇年四月一六日付法律でもって、国境諸州への外国人の植民を禁止し、その後、一八四二年三月一日付法律、一八五六年二月一日付法律で、国境および海岸沿いの一定の地帯における土地および鉱山の外国人による所有を禁止していたと言われる。⁽⁴⁾

一九一七年憲法は、言わば、このような先例にならったものであり、その目的とするところは、一つには、国防上、戦略上のものであり、二つは、経済上の理由をあげることができよう。しかし、このような沿革上の事情は、今日、事情の変化により無意味あるいは形骸化しつつあるとの指摘がある。⁽⁵⁾

むしろ、メキシコの海岸地帯の天与の美しい自然、景観を考える場合、観光資源としての条件は格段のものであり、開発への外資導入という視点からすれば、前に掲げた憲法の規定は、観光地の開発にとり障害となるとい

う論ずらある。

この「禁止地帯」内の外資による不動産取得のため、これまでいろいろな便法が考えられた。たとえば、名義借り⁽⁶⁾、会社名義とする方法⁽⁷⁾、賃貸借⁽⁸⁾、用役権 (usufructo)⁽⁹⁾ の設定などであるが、これらの便法はいずれも難点があり、結局、その打開策として信託制度が取られ、この方法がもっとも適切、かつ適法なものとされるに至っている。

三 この「信託制度」という便法が認められたは、ラーサロ・カールデナス (Lázaro Cárdenas) 大統領の時代である。カールデナス大統領は石油の国有化 (一九三八年) および農地改革を大幅に進めた治績で知られた大統領であるが、その統治下で、「禁止地帯」内におけるホテル業、観光業による経済開発の法的手段として信託制度が確立された⁽¹⁰⁾。

すなわち、一九三七年一月二日付の大統領決定 (Decreto Presidencial) により、「禁止地帯」内の市街地不動産の直接支配権を取得するための内国金融機関に必要な許可を付与することが外務省に授權された。その条件は、取得の目的が不動産の占有、享益もしくは用役を、この地帯の観光業および工業の発展の促進のために、信託契約を通じて個人に移転する場合に限る、というものであった⁽¹¹⁾。

これにより、観光業および工業発展の促進を目的とする場合という条件付きであるにせよ、「禁止地帯」内の不動産の占有、使用权および用役権の外国人による取得が可能となったのである。

その後、一九四一年、時の大統領カマチョ (Manuel Avila Camacho) は、八月六日付の大統領決定を発し、カールデナス大統領の方針を踏襲し⁽¹²⁾、さらに、一九七一年、時の大統領エcheverría (Luis Echeverría Alvarez)

メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

は、四月二十九日付の大統領決定を発し、カールデナス、カマチョ両大統領の方針を引き継ぐとともに、一九七三年、エチエヴェリア大統領は「外資法」を制定し、大統領決定の内容を外資法に組み入れたのである。⁽¹³⁾

四 「外資法」は正確には「メキシコの投資を促進し、外国の投資を規律する法律」(一九七三年三月九日付官報で公布)(本稿では「外資法」と略称する⁽¹⁴⁾)である。

この外資法の法文の入手は簡単でないと思われるので、くどいようであるが、その中の信託制度に深くかかわる法条を次に掲げよう。⁽¹⁵⁾

第四章 国境沿いおよび海岸沿いの地帯における信託について、

第一八条

メキシコ合衆国憲法第二七条一号および同条組織法の諸条件において、国境沿いに一〇〇キロメートルの幅の地帯、もしくは海岸沿いに五〇キロメートルの幅の地帯で工業および観光業の事業達成に当てる不動産の支配権(dominio)を受託者として取得する許可を金融機関に付与する便益を、それぞれの場合に認可する権限が外務省に与えられる。ただし、取得の目的が、右の不動産の利用および収益を受託者に可能ならしめることであり、右の不動産に物権を設定するのではなく、これにより、不動産に関し、記名式で、かつ非償還の参加証券(certificado de participación)をそのために発行できるものとする。

第一九条

外務省は、これらの事業の達成の意味する経済的および社会的側面を考慮して、前条にいう信託の設定につ

いて決定するものとする。外国投資全国委員会は、これらの申請の判定に準拠すべき基準および手続を定めるものとする。

第二〇条

①本章にいう信託の存続期間は、いかなる場合であっても、三〇年を越えないものとする。受託機関は常に不動産の所有権を保有し、一〇年を越えない期間、賃貸する権限を有し、信託を終了すると、所有権を取得する資格を適法に有する者に所有権を移転できるものとする。

②連邦政府は、時のいかんを問わず、信託の目的の達成を確認する権能を留保する。

第二一条

信託に基づいて発行される不動産参加証券は次の特色を有するものとする。

a 信用証券および活動一般法第二二八条の a (a)号および(c)号、ならびに第二二八条の e に定める諸権利を専ら受益者のために代表するものとし、信託された不動産上の諸権利における持分権は決して付与しない。

b 記名式かつ非償還的でないものではない。

c 発行行為の条件において、不動産の収益権、および受託者は右の不動産から取得する正味果実の権利、ならびに、信託された不動産を取得する資格を適法に有する信託機関がなす売却から生ずる正味果実の権利を構成するものとする。

第二二条

メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

本章の諸条件において、信託から派生する諸権利の外国人による取得のためには、内務省の許可は要求されない。

第五章 外国投資の全国登録局について

第二三条

外国投資全国登録局が創設され、これには左記が登録されなければならない。

- I 本法により規律される投資をなす外国の自然人もしくは法人。
- II 本法第二条にいう者が資本に参加するメキシコ会社。
- III 外国人がなし、かつ、その目的が本法により規律される行為の実行ある信託。
- IV 外国人の所有である、もしくは外国人のため担保に差し入れられ、かつ、譲渡される資本代表証券。
- V 委員会が決める決定。

②規則は登録局の組織を定め、報告がとるべき形式および条件を設定するものとする。

五 外資法の附属法令として重要なものの一つが、「外国投資全国登録局規則」(一九七三年一月二八日付官報で公告)であるが、同規則中の信託制度にかかわる法条を掲げよう。⁽¹⁶⁾

外国投資全国登録局規則(一九七三年一月二八日付連邦官報に登載)

第四章 の信託の登録について

第二二条

メキシコの信託会社 (instrucciones fiduciarias) は、その参加する信託、または外国人のための権利を派生する信託で、その目的が法律の規律する行為の実行であるものの登録を、信託の設定の、もしくは外国人のための権利を派生する行為の実行の翌月内に申請しなければならない。

第二三条

信託代理人 (delegato fiduciario) が登録しなければならない登録申請には左記が記載されるものとする。

- I 信託会社の名称、および主要な事務所の住所。
- II 委託者の氏名、国籍、および住所。
- III 信託財産の概要。
- IV 信託設定日、目的、および存続期間。
- V 受益者、参加証券の所持人である、または、信託財産を利用するもしくは収益する権利を有する外国人の氏名、国籍、住所、連絡先、および、場合により、入国の資格。いずれの場合とも、その権利および義務が記載される。

第二四条

受託者は、達成した日の翌月内に、いずれを問わない信託の変更、取り消し、解除、もしくは消滅、同じく、参加証券の、または信託財産を利用もしくは収益する権利の外国人への移転を登録局に届け出なければならない。

メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

六 外資法による規律を実施するため、前述の外資全国登録局の外に、「外資全国委員会」が設置され、同委員会には外資法の施行についての広範な権限が与えられており(外資法一二条)、その一つとして、「外資に関する法令の適用のための規程および要件を定める」(VI号)権限を有し、これに基づき、委員会は「一般決定」(Resolución General)をいくつか発している。その中で、信託制度に関する「一般決定第九」(一九七五年一〇月二日付)を次に掲げる。⁽¹⁷⁾

「一般決定第九 信託の認可および登録

I メキシコの投資を促進し、外国の投資を規律する法律第一八条ないし第二二条および第二三条第三号、ならびに、外国投資全国登録局規則第二二条の諸規定が前記登録簿に登録されるべき信託で、本委員会の決定に事前に付託されるべきものに関する疑義の事由であることを考慮して、

II 同法および同規則の諸規範に従って、若干の信託の規律を容易にするため、そのための基準を発するのが適当であると判断したことを考慮して、

外国投資全国委員会は、メキシコの投資を促進し、外国の投資を規律する法律第一二条第VII号が付与する権限を行使し、同法第二条、第七条、第八条、ならびに第二三条第III号および第IV号、同じく、前記規則第二二条の適用につき、前記法律第四章に規定される信託の外に、受託機関は、前記諸規定に従って、かつ本決定の諸条項において左記をなさなければならぬことを明らかにする。

1 外国投資全国登録局に、前記法律第二条にいう人、単位および企業が左記をなす、またはなし得るための手段としてのすべての信託について登録を申請しなければならない。

I メキシコ会社の株式もしくは持分から派生する団体的もしくは金銭的権利、またはこれらの権利に関して受託者を指図する権能を有する、もしくは取得すること。

II 企業の固定資産の四九パーセントを越える処分をなす、もしくは処分に關する決定をなし得ること。

III 企業もしくはその基本資産を、直接もしくは受託者の行動を介して、開發する権利を有する、もしくは取得すること。

以上は、メキシコ会社の株式もしくは持分に関して、前記法律第二条にいう人、単位もしくは企業のための担保を構成する物に適用される。

2 前記第二条にいう人、単位もしくは企業が直接もしくは信託機關を介して、左記を取得する手段としての信託で、前記法律の存続中に締結されたものを、本委員会の決定に付託しなければならない。

I 無記名株式に關する議決権もしくは金銭的権利。

II 既設のメキシコ会社の資本を二五パーセントを越えて、もしくは設立時にメキシコ会社の資本を四九パーセントを越えて代表する記名株式もしくは持分に関する議決権もしくは金銭的権利。ただし、前記法律第五条末項に定めるところは除くものとする。

III 企業の固定資産を四九パーセントを越えて処分する、もしくは処分を決定する権利。

IV 企業の開發、もしくは開發用の基本財産の開發の権利。

委員会が發する決定は、大蔵省に送付されるものとする。根拠のある場合、法律第一五条により、大蔵省が許可を付与するためである。

メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

第Ⅱ号および第Ⅲ号にいう比率を定めるため、前記法律第二条にいう人、単位、もしくは企業による法律第八条により、直接にもしくは信託を介して、事前に実現された取引に基づく取得が算定されるものとする。

3 本決定の公告前に締結された、本決定にいう信託を規律するため、本決定の公告の日から起算して、九〇取引日の期間が与えられる。

4 本決定にいう信託契約であって、受託機関が将来締結するものは、外国投資全国登録局に登録の手續をなす義務を表示する条項を含まなければならない。

5 本決定に含まれる諸規定に関連して実施が必要であるすべての調査は、金融機関および補助組織一般法で定める権限に従って、銀行および保険全国委員会により実施されるものとする。

一九七五年一〇月二日付外国投資全国委員会の第二九回会議において採択。」

(1) メキシコの一九一七年憲法について左記の拙著を参照されたい。

中川和彦『メキシコ憲法の諸問題』(一九八五年 ラテン・アメリカ法研究会)。

(2) メキシコの外資規制の法的側面の経過について左記拙稿を参照されたい。

中川和彦稿「会社設立に対するメキシコ外務省の規制について」『ラテン・アメリカ商事法(第2版)』(一九七六年 千倉書房) 八五ページ以下。

(3) 憲法全文の日本語訳は前掲注(1)の拙著に収録してある。

(4) Oscar Ramos Garza, *Mexico ante la Inversión Extranjera. Legislación, Política y Prácticas*, 3a. edición, corregida, aumentada y actualizada, 1974, México (Docal Editores, S. A.), pp. 259~260.

- (5) かつて、テキサスへの米国人の入植者が激増し、その数がメキシコ人を凌駕し、これがテキサスのメキシコからの離反、アメリカ合衆国への併合の一因であった事実を想起すべきであらう。
- (6) 自然人の名義を借りる、いわゆる藪人形をたてる方法であるが、外資法では罰則の適用を受ける。Eivira Hortensia Plata Luna, Fideicomisos ante la Ley para Promover la Inversión Mexicana y Regular la Inversión Extranjera, [en "Las Instituciones Fiduciarias y el Fideicomiso en México" 1982, México (Banco Mexicano Somex, S. A.), p. 608.
- (7) たとえば、外国人排除条項を持つ甲会社と外国人受け入れ条項を持つ乙会社を設立する。甲会社は禁止地帯内の不動産取得の資格があり、乙会社にはない。しかし、乙会社は甲会社の株式もしくは持分を取得することができる。この便法は外資法で禁止されている(三一条)。Plata Luna, *op. cit.*, p. 610.
- (8) 現在、国籍・帰化法により違法とされている(四九条)。Plata Luna, *op. cit.*, p. 610.
- (9) これは、他人の物の正常な利用から派生する利益を享受する、期間の定めのある権利で、物権の一つである。期間の終了時には返却の義務がある(メキシコ連邦民法第九八〇条以下)。これによる方法を違法とされている。Plata Luna, *op. cit.*, p. 611.
- (10) Enrique Gilles, El Fideicomiso en Zona Prohibida, [en "El Fideicomiso en México, Memoria de Consultaciones Anuales del Centro Bancario de Monterrey, A. C.", 1976, México (Editorial IEF, S. A.), pp. 344~345; Plata Luna, *op. cit.*, p. 622.
- (11) Gilles, *op. cit.*, p. 345.
- (12) Gilles, *op. cit.*, p. 345.
- (13) Rodolfo Batiza, *El Fideicomiso. Teoría y Práctica*, Tercera Edición, revisada y puesta al día, 1976, メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

México (Editorial Porrúa, S. A.), p. 368; Gilles, *op. cit.*, p. 345; Plata Luna, *op. cit.*, p. 622.

(14) 外資法の概略について、前掲注(2)の拙著『ラテン・アメリカ商法』二〇〇ページ以下を参照された。

(15) 翻訳のテキストとして左記を用いた。

Legislación Sobre Propiedad Industrial, Transferencia de Tecnología e Inversiones Extranjeras.

(*Leyes y Códigos de México*), Octava edición, 1983, México (Editorial Porrúa, S. A.), p. 361 y sgtes.

(16) 翻訳のテキストとして左記を用いた。

Legislación Sobre Propiedad Industrial, p. 377 y sgtes.

(17) 翻訳のテキストとして左記を用いた。

Legislación Sobre Propiedad Industrial, p. 445 y sgtes.

三

一 「禁止地帯」内における不動産を外国人が「取得」する手段としての信託制度に関する法令を掲げたが、今のところ、メキシコではこれが唯一の適法な方法とされている⁽¹⁾。

この制度は、一九世紀の末からメキシコの経済界の一部で利用されていたと言われるが、これが初めて立法化されたのは一九二四年の金融機関・銀行法(Ley General de Instituciones de Crédito y Establecimientos Bancarios)においてであった⁽²⁾。現行法は一九三二年の信用証券・活動一般法(Ley General de Títulos y Operaciones de Crédito)で、同法「第三章信用活動について」「第五節信託について」(第三四六条ないし第三五八条)に規定されて

くる。

二 メキシコの信託制度は英米の信託 (Trust) の影響を強く受けている。メキシコの信託制度の概略は別稿を予定しているので、ここでは深く立ち入らず、本稿の叙述に必要な限度で略述することとする。

メキシコの有力学説の一つに従えば、⁽³⁾信託 (Fideicomiso) とは、委託者が特定の目的の実現のために、自治的財産 (Patrimonio autónomo) を設定し、これにより、その財産の名義が受託者に移転する法律取引をいう。

この信託関係の当事者として、委託者、受託者、および受益者がいる。

委託者 (fideicomitente) は、適法な目的に当てるために、財産および権利の受託者になす取り消し不能の引き渡しにより、信託を設定する自然人もしくは法人、または不動産の所有者である (信用証券・活動一般法第三四九条)。

受託者 (fiduciaria) は、受託者として行動する免許を大蔵省から受けている公的のもしくは民間の金融機関 (Instituciones de crédito) で、適法な目的の達成を委託されるものである (信用証券・活動一般法第三五〇条)。

受益者 (fideicomisaria) は、この法律関係の利益を受ける者、すなわち、信託契約の設定により得られる利益を反対給付を通じて受ける関係の最終者である (信用証券・活動一般法第三四八条)。

信託は契約により設定される (民法第一七九二条、第一七九三条参照)。したがって、信託の設定時において契約の成立要件を満足するとともに、契約成立の形式的要件も履行することを要する (民法第二三二七条、第二三二〇条参照)。その意味で、書面による合意が必要であり (信用証券・活動一般法第三五二条)、かつ、不動産に関する信託の場合、登記も必要である (信用証券・活動一般法第三五三条)。その他、外資に関する場合、外務省の認可を要する (外資法第一九条)。

メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

こうして設定された信託契約の存続期間は、外資がかかわる場合、最高三〇年間で（外資法二〇条）、この間、受益者は信託財産であるコンドミニウム、ショッピング・センターの一区画などの不動産を自から使用する、または他の者に賃貸する、あるいはその「権利」を何時でも譲渡できる。しかし、その期間が終了すると、受託者は、その時点の法令により法的資格を有する者に「所有権」を移転する義務がある⁽⁴⁾。

次に、本稿の主題に関連するいくつかの問題を検討する。

三 前述したように、現在、「禁止地帯」内における外国人による不動産の「保有」は信託制度の利用により行なわれているが、それは、あくまでも、憲法が禁止するところに違反しないことを前提にする。この問題をまず検討する。

一つの議論はランデルレッチェ・オブregon (Juan Landerreche Oregon) の説くところである⁽⁵⁾。彼は、メキシコでこれまで説かれて来た信託に関する二つの考え方、一つは、フランスのルポール (Pierre Lepaulle) にならう考え方⁽⁶⁾であり、今一つは、英米の信託 (Trust) に従う考え方であるが、これら二つの考え方を取り上げて、これらのいずれの考え方によっても、憲法の禁止に抵触しないとされる。

前者、ルポールの考え方によれば、信託財産は委託者に帰属せず、委託者は信託財産の支配権 (dominio) を手放す。しかし、受益者にも帰属しない。受益者は受託者に対して、信託の履行、信託の利益を要求する権利のみを有する。しかし、受託者にも帰属しない。受託者は信託財産に関する権利を自からのために取得するのではなく、自己のために利用し、収益することもできない。これらの条件において、信託財産は独立した目的財産を構成し、所有者を有しないことになる、とする。

次に、英米法の信託の理論によれば、受託者が財産の「所有者」であるけれども、これは受託者としての所有者であって、「履行すべき目的の機能」における所有者という意味である。

これら二つの考え方に共通するのは、信託された財産に対する受託者の諸権利は固有の財産に対する権利ではなく、特定の目的のための特定の用途に当てられる財産を占有する (Possess) ということであって、個人的利用から排除している、とする。

他の議論は、バティーサ (Rodolfo Bariza) の説くところであって、バティーサは、憲法第二七条第九項第一号にいう「直接の支配権」(dominio directo) の意義の解明から論を進める。

彼によれば、メキシコ法には「直接の支配権」についての定義規定はない。そのため、彼は、メキシコで従来から講学上説かれているところに従い、次のように言う。「支配権」(dominio) には「直接の」ものと「有用の」(util) のものがあり、直接の支配権は不動産の処分権から成るが、有用な支配権はない。これに対し、有用な支配権は利用権、果実の收受権から成る。これら両者を合わせると、不動産に対する真の支配権を構成することになる、と。

他方、信託の受益者の諸権利に関して、それらの性格について判断するためには、信託により付与される諸権利を、それぞれの場合について吟味する必要がある。しかし、いずれの場合であっても、直接の支配権に該当しないことは疑いの余地がない、とバティーサは明言する。けだし、もしもそうならば、その者は受益者ではなく、所有者とならなければならないからである、と。受益者に付与されるのは、原則として、信託から派生する給付を受託者に対して請求する権利のみである。

メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

パテューサは云う。禁止地帯内の不動産に設定される信託は、受益者が一時的な住所として利用することを主な目的としており、それは、用役権 (usufructo) の権利と比較できる権利にすぎず、受託者の所有権 (propiedad fiduciaria) は、どのような形をとるにせよ、直接の支配権に該当せず、決して、憲法の禁止するところに抵触しない、と。

ランデルレッチェの所論はやや皮相的であるかも知れないが、その論旨の根底にあるものはパテューサの所説と共通するのであり、両者とも、信託制度の利用は憲法第二七条第九項第一号にいう「禁止」に抵触しないとする点で一致する。

さらに、パテューサは、問題は、むしろ、単純な法的性格論ではなく、政策論の視点から取り上げられるべきであると指摘する。このパテューサの指摘は傾聴すべきものである。

四 憲法第二七条第九項第五号は次のように規定する。

「金融機関に関する法律に従って、手続を履んで免許を受けている銀行は、前記の法律の諸規定に従って、市街地および農地の所有権に投下される資本を保有することができる。しかし、その直接の目的に完全に必要とするもの以外の不動産の所有権も、管理権も保有することができない。」

この憲法の文言を文字通り受けとめれば、受託者として金融機関が不動産を受け入れることは、憲法の右の規定に抵触するのではないだろうか、という疑義が生ずる。

この問題につき、前に掲げたランデルレッチェは、⁽⁸⁾その根底にあるのは、法人への土地の集中であり、金融機関が不動産を受託するのは、自己のために管理しているのではなく、第三者の計算において行動しているのでは

り、信託はそれぞれが異なる取引を構成するのであり、受託者として営業することを免許された金融機関による不動産の信託上の取得は、憲法第二十七条第九項第五号の定める禁止に抵触しないと、結論する。

五 外資規制における信託制度にかかわる法規定として、三者を掲げた。一九七三年の「外資法」、同じく、一九七三年の「外国投資全国登録局規則」（以下「登録局規則」と略称する）、および、一九七五年の外資全国委員会「一般決定第九」である。これら三者を丹念に読み比べ、照合すると、これらの間に、少からざる食い違いが見出される。それらの中には単なる整合性の欠除というべきではない、意味の大きいものも散見される。その幾つかを取り上げてみる。

外資法で取り上げられる信託には、第一八条の場合、第一九条の場合、および第二三条の場合がある。もっとも、第一九条のそれは「前条にいう信託」とあるから、残りの第一八条の場合と第二三条の場合である。

前者は、禁止地帯内で工業および観光事業の達成を目的とする不動産の支配権に関し、かつ取得の目的がその不動産の利用・収益を受益者に可能ならしめるものをいい、その対策を限定とする。

これに対し、第二三条のそれは、外国人が参加する信託で、その目的が外資法の規律する行為の実現であるものをいう。ここにいうその目的が外資法に規律する行為とは、その目的が唯一もしくは主たることを問わないのであり、この第二三条の対象は限定的でなく広義に解されることになる。

ところが、外資法における信託の規制は第一八条の場合に限定されず、外資法に包含されるすべての行為および取引に及ぶことになる（外資法第二条第四号第二文）。この点、信託という重要案件の規制の対象の限定が登録に関する規定を根拠とすることは、立法技術の観点から批判の余地があるとする議論がある。⁽⁹⁾

メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

次に、登録局規則は登録の義務のある信託について定めるが、その第二二条の「外国人のための権利を派生する信託であつて、その目的が外資法の規律する行為の実現であるもの」というのは、前述した外資法の信託に関する広義の解釈を受けたものであろう。問題は、その後の第二四条で、「いずれを問わない信託の変更、取り消し、解除、もしくは消滅、同じく、参加証券の、または信託財産を利用もしくは収益する権利の外国への移転」についても登録局に届け出の義務を課していることである。外資法の規制が拡大されていると見るべきである。さらに、一般決定第九は、規制の対象を、外資法に包含される行為に事業の範囲を拡大するのみならず、外国人が受益者として現われる信託の対象となり得るすべてのものにまで拡大している。これを換言すれば、外資法は登録局規則により、登録局規則は一般決定第九により、拡大されていることになる。有力学説は、この点から登録局規則および一般決定第九の法的効力につき疑義があるとする⁽¹⁰⁾。

第三に、一般決定第九を取り上げる。一般決定第九はその成立の法的根拠として外資法第一二条第六号をあげる。これは「外資に関する法規定適用のための規程および要件を定める」権限を外資全国委員会に付与するものであり、決して、その内容を拡張するものではない。しかるに、一般決定第九は、外資法第二条に規定される主体がメキシコ会社の株式もしくは持分から派生する団体的もしくは金銭的権利を有する、把握されるすべての信託について、受託金融機関が、外資法第四章に規定する信託に加えて、全国登録局に登録を申請しなければならないことを明らかにする（一般決定第九一I）。

さらに、一般決定第九の2で、「外資法の存続中に締結された信託を委員会の決定に付託しなければならない」と定めるが、外資法の施行は一般決定より約二年先であり、一般決定第九を遡及させて適用するということであ

れば、これは法律の不遡及を定める憲法第一四条に違反することとなる。⁽¹¹⁾

- (1) 同前、Plata Luna, *op. cit.*, p. 612.
- (2) 一九二四年法について左記拙稿を参照せられたる。
中川和彦稿「メキシコ金融制度の成立と発展」『成城大学経済研究』第三九号、一〇四ページ以下。
- (3) Raul Cervantes Ahumada, *Títulos y Operaciones de Crédito*, Tercera Edición, 1961, México (Editorial Herrero, S. A.), p. 309.
- (4) 実務上の立場からのこの問題の解説として左記を参照せよ。
Doing Business in Mexico, Volume I, Edited by Susan K. Lefler, 1985, New York (Matthew Bender), §21.10 Prohibited Zones and §31.02 [3] Real Estate Holdings of Foreigners in the Prohibited Zones.
- (5) ランデル・マッキャヒ氏の原文を参照せよ、ブラータ・ナーナの紹介による。
Plata Luna, *op. cit.*, pp. 606~607.
- (6) ルポールはフランスの代表的な信託法研究者であって、その著作はラテン・アメリカ諸国の信託立法に大きな影響を残していると言われる。筆者はルポールの代表的な左記の著作のスペイン語訳を入手している。
Pierre Lepaulle, *Tratado Teórico y Práctico de los Trusts en derecho interno, en derecho fiscal y en derecho internacional seguido de tres artículos sobre el mismo tema*, Traducción y Estudio sobre el Fideicomiso Mexicano por Pablo Macedo, 1975, México (Editorial Porrúa, S. A.).
- (7) Batiza, *op. cit.*, pp. 371~372; Batiza, *Principios Básicos del Fideicomiso y de la Administración Fiduciaria*, 1977, México (Editorial Porrúa, S. A.), pp. 102~103.
- (8) 左記の叙述による。
メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

メキシコの外資規制における信託制度の法的考察

Plata Luna, *op. cit.*, p. 606.

(9) 同前 Jorge Barrera Graf, *La Regulacion Juridica de las Inversiones Extranjeras en Mexico*, 1981, México (Universidad Nacional Autónoma de México), p. 100.

(10) Barrera Graf, *op. cit.*, p. 101.

(11) Barrera Graf, *op. cit.*, p. 102.

四

以上、メキシコの外資規制における信託制度をめぐる若干の問題を取り上げた。ただし、紙数の都合もあって、「禁止地帯」内の不動産の取得に関連する問題が中心となり、予定したもう一つの問題、企業のメキシコ化に伴う出資比率の規制限度を越える株式等の金融機関への信託にからまる問題にふれることができなかった。もっとも、この措置は実施上いろいろの難点があることが指摘されており、メキシコではその廃止が取り沙汰されていることだけをここで指摘しておく⁽¹⁾。

ところで、本稿で主として取り上げた禁止地帯における外資あるいは外国人による信託制度の利用の件数は相当の数のほっているようである。少し古い数字であるが次にあげておこう⁽²⁾。

1971-1972	1970-1971	1969-1970	1968-1969	1967-1968	1966-1967	1964-1965
2,693	2,620	2,153	1,807	1,301	1,062	747

この利用の仕方をめぐって幾つかの法的問題を取り上げた。それらのうち、憲法との関連の問題は学説は一致

して抵触説を否定する。しかし、その他の諸点、たとえば、法律、規則（登録局の）、委員会決定（一般決定第九）をめぐる問題は少なからざる疑義があるようである。その国の今後の立法あるいは法の運用を見守りたい。

ともかく、信託制度は、元来、脱法を目的とした土地譲渡方式として発達したものと云われるが、メキシコにおいては、この制度を導入した本来の趣旨からかなりかけ離れて、憲法の禁止地帯内の土地を外資あるいは外国人が取得する便法としても用いられている。信託制度の宿命であろうか。

(1) 左記を参照されたい。

『海外市場白書、投資篇、一九八二年版』（昭和五七年 日本貿易振興会）七九ページ。

(2) Ramos Garza, *op. cit.*, p. 362.